

## 厚木市観光振興推進委員会第1回会議次第

日時 令和4年9月16日(金)

午後2時から

場所 厚木市民交流プラザ 6階  
ルーム602

### 1 開 会

### 2 案 件

- (1) 委員長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1
  
- (2) 厚木市観光振興推進委員会スケジュールについて・・・・ 資料2
  
- (3) 厚木市観光振興条例について・・・・・・・・・・・・ 資料3 資料4
  
- (4) 厚木市観光振興条例運用状況について・・・・・・・・ 資料5
  
- (5) 令和3年度事業の実施状況について・・・・・・・・ 資料6
  
- (6) 令和4年度観光振興に係る関連事業について・・・・ 資料7
  
- (7) 令和5年度事業について・・・・・・・・・・・・・・ 資料8
  
- (8) 観光振興に係る意見交換について

### 3 その 他

### 4 閉 会

## 厚木市観光振興推進委員会名簿

	役 職	氏 名	選 出 団 体
1	委員	松浦 広明	松蔭大学観光メディア文化学部
2	委員	栗原 真仁	小田急電鉄株式会社
3	委員	鈴木 徹	神奈川中央交通東株式会社
4	委員	鈴木 笑美	厚木ホテル協議会
5	委員	石川 義仁	飯山観光協会
6	委員	黄金井 康巳	七沢観光協会
7	委員	原田 久仁子	厚木商工会議所
8	委員	根岸 邦夫	あつぎ観光ボランティアガイド協会
9	委員	佐藤 桃子	市民公募
10	委員	坂本 直子	市民公募

### 【オブザーバー】

	役 職	氏 名	所 属
1	専務理事兼事務局長	加藤 明夫	一般社団法人厚木市観光協会

### 【事務局】

	役 職	氏 名	所 属
1	部長	高橋 幸雄	厚木市産業振興部
2	課長	大貫 博之	厚木市産業振興部観光振興課
3	係長	川内 伴秀	厚木市産業振興部観光振興課観光振興係
4	副主幹	福島 弘一	厚木市産業振興部観光振興課観光振興係

## 厚木市観光振興推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市観光振興条例(平成24年厚木市条例第33号)第18条第4項の規定に基づき、厚木市観光振興推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 観光振興に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市観光振興条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和 4 年度厚木市観光振興推進委員会スケジュールについて

第 1 回会議【 9 月 16 日（金）】

- ( 1 ) 委員長の選出について
- ( 2 ) 厚木市観光振興推進委員会スケジュールについて
- ( 3 ) 厚木市観光振興条例について
- ( 4 ) 厚木市観光振興条例運用状況について
- ( 5 ) 令和 3 年度事業の実施状況について
- ( 6 ) 令和 4 年度観光振興に係る関連事業について
- ( 7 ) 令和 5 年度事業について
- ( 8 ) 観光振興に係る意見交換について

第 2 回会議【 2 月予定】

- ( 1 ) 令和 4 年度事業の実施結果について
- ( 2 ) 令和 5 年度事業について
- ( 3 ) 観光振興に係る意見交換について

## 厚木市観光振興条例

## (目的)

第1条 この条例は、観光の振興が本市の経済社会の持続的な発展のために重要であることに鑑み、観光の振興についての基本理念を定め、並びに市の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより活力ある地域づくりを図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 観光に関連する事業を営む者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び市民をいう。
- (4) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、文化財、伝統行事、優れた食文化その他の観光の対象となる資源をいう。

## (基本理念)

第3条 観光の振興は、健康でゆとりのある生活を実現する上で果たす観光の役割が重要であるという認識の下に推進されなければならない。

- 2 観光の振興は、観光地の自然環境を保全し、その特性を尊重することが持続可能な観光施策を行う上で重要であるという認識の下に推進されなければならない。
- 3 観光の振興は、その振興が多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域の経済社会において重要な役割を担っているとの認識の下に推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、観光事業者等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう必要な支援を行うものとする。

## (観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとり、観光旅行に関する多様な需要に応え、良質なサービスを提供することにより、観光旅行者の満足度の向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、おもてなしの向上等を図ることにより観光旅行者の受入体制の整備を行い、その来訪の促進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民による観光振興)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、市及び観光事業者等が実施する観光の振興に関する取組に参加することにより魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすことができる。

(基本計画)

第8条 市長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 観光の振興に関し、市が計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、観光事業者等及び厚木市観光振興推進委員会の意見を聴かなければならない。

(魅力ある観光地の形成)

第9条 市は、魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の充実に資する活動に対する支援、旅行に関連する施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性をいかした観光地の形成)

第10条 市は、地域の特性をいかした観光地の形成を図るため、観光事業者等との連携及び協働により、観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

(交通利便性の向上)

第11条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の整備その他の観光旅行者の交通の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、企業、大学等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市は、国及び神奈川県その他の地方公共団体と連携し、観光資源を有効に活用するために必要な広域的な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、観光資源をいかした友好都市等との交流に必要な施策を講ずるものとする。

(旅行者の利便性の向上)

第14条 市は、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する観光旅行者の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 市は、市内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等に関する情報の提供その他の事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第16条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然、環境、産業等に関する体験活動を目的とする観光旅行、文化に関する事業をいかした観光旅行、スポーツに関する行事を活用した観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光情報に関する広報宣伝等)

第17条 市、観光事業者及び観光関係団体は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、多様な媒体を通じた本市の観光情報に関する広報宣伝の充実に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、観光の振興に関する取組への市民の参加を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

(観光振興推進委員会)

第18条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市観光振興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第19条 市長は、委員会の意見を踏まえ、3年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている厚木市観光振興計画は、第8条の規定により策定された計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第64号を第65号とし、第63号の次に次の1号を加える。

(64) 観光振興推進委員会の委員

第2条第1項中「第63号」を「第64号」に改め、同条第2項中「前条第64号」を「前条第65号」に改める。

第3条中「第1条第64号」を「第1条第65号」に改める。

第5条第1項中「第64号」を「第65号」に改める。

第6条第1項第1号中「第63号」を「第64号」に改める。

別表に次のように加える。

64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

(調整規定)

- 4 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例(平成24年厚木市条例第18号)、厚木市文化芸術振興条例(平成24年厚木市条例第28号)又は厚木市子ども育成条例(平成24年厚木市条例第31号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例、厚木市文化芸術振興条例又は厚木市子ども育成条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

令和4年3月11日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市観光振興推進委員会  
委員長 岸 康人

厚木市観光振興条例の評価等について（報告）

令和3年11月16日付けをもって依頼のありました厚木市観光振興条例の評価等について、令和4年2月18日に厚木市観光振興推進委員会を開催し、慎重に検討いたしました結果、「条文などの見直しの必要はない」といたしましたので報告します。

担当 厚木市産業振興部観光振興課  
担当者 福島  
電話 (046) 225-2820 (直通)



## 厚木市観光振興条例運用状況について

### 1 運用状況の評価について

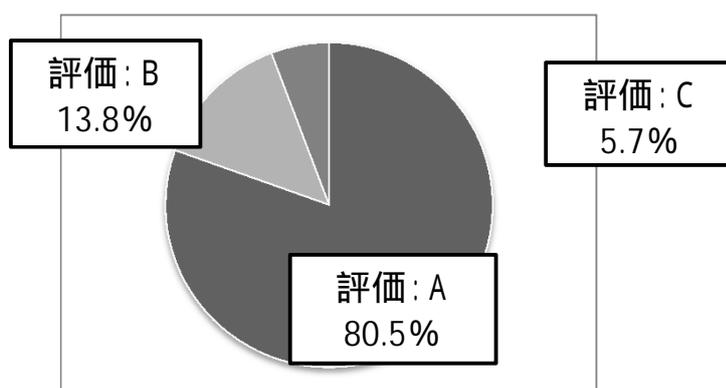
担当課において、A、B、Cの3段階で評価

### 2 評価基準

- A 計画通り事業が実施できた。
- B 一部、計画通りに実施できなかった。
- C 計画通りに実施できなかった。

### 3 評価分布

該当条項	A	B	C	計	Aの割合
4条 市の責務	1			1	100.0%
6条 観光関係団体の役割				0	0.0%
7条 市民による観光振興				0	0.0%
8条 基本計画				0	0.0%
9条 魅力ある観光地の形成	3	7	3	13	23.1%
10条 地域の特性をいかした観光地の形成	15	1		16	93.8%
11条 交通利便性の向上	2			2	100.0%
12条 人材の育成	3		2	5	60.0%
13条 広域的な連携	11			11	100.0%
14条 旅行者の利便性の向上	3			3	100.0%
15条 安全の確保	3			3	100.0%
16条 新たな観光旅行分野の開拓	7	3		10	70.0%
17条 観光情報に関する広報宣伝等	22	1		23	95.7%
計	70	12	5	87	80.5%
割合	80.5%	13.8%	5.7%	-	-



B及びC評価については、新型コロナウイルス感染症に伴い、事業の一部または全部を中止にしたもの。

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB、Cの場合はその理由、今後の課題等)
1		1		第9条	観光のまちづくりの形成	街かど大道芸を始め、写真や絵画、モニュメントなど、「アートがあるまち」としてタウンレジャーを楽しめる観光のまちづくりを推進します。	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸事業	商業の活性化とまちのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	商業にぎわい課	11月の開催に向け検討を重ねたが、コロナ禍感染拡大防止のため、開催を中止した。	11,680	C	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止を決定した。
2		1		第9条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	地域活性化推進事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	次のとおり補助金を交付した。 みどり清流のふるさと創造委員会（飯山）250千円 緑と清流のふるさと七沢委員会（七沢）250千円	500	A	
3		1		第10条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	水辺ふれあい創出事業	本市における自然豊かな一級河川相模川及び中津川を対象として、市民や来訪者が集い、水辺と人とのふれあいをより身近にできる憩いと活動の場としての水辺交流拠点づくりを具現化していくことを目的とする。	河川ふれあい課	PPP/PFIの導入検討や、河川占用協議を円滑に進めるための調査検討業務委託を実施した。	13,500	A	
4		1		第9条	地域イベントへの支援	あやめ祭りや森のまつり、花のまつり、ローズガーデンフェスティバルといった地域のイベントを支援し、まちの魅力づくりと地域の活性化を推進します。	地域観光まつり事業補助金	各地域の観光客の誘致拡大に向け、まつりの充実と地域の活性化を図り、地域観光の振興を図る。	観光振興課	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となった。 厚木観光桜まつり あつぎ飯山あやめまつり あつぎ飯山秋の花まつり あつぎ七沢森のまつり ローズガーデンフェスティバル	850	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため。
5		1		第10条	自然環境の維持・保全	本市の魅力である自然を守るため、様々な環境保全活動を推進していきます。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、回数や人数の規模を縮小しながらの活動とはなったが、活動団体や市民ボランティアと連携しながら里地里山の保全を進めた。 ・里山マルチライブプラン (1)七沢地区：実施回数5回、のべ参加者数63人 (2)荻野地区：実施回数4回、のべ参加者数35人	2,943	A	
6		1		第4条	景観形成の推進	地域ごとの特性を踏まえた景観づくりを推進します。また、ごみを減らし花や緑を増やす活動を推進し、きれいな観光地としてのイメージアップを図ります。	景観形成推進事業	良好な景観の形成を図るため、厚木市景観計画及び厚木市景観条例に定める景観づくりの「方向性」や「規制・誘導」に関する啓発活動を実施する。	都市計画課	厚木市景観条例及び厚木市景観計画に定める景観づくりの「方向性」等について情報発信等を行い、啓発活動を実施した。 ・スマ報による厚木の魅力（まちの景観）投稿件数（126件） ・パンフレットの配布（2,000部） ・景観の日の広報（広報あつぎ6月1日号）	15	A	
7		1		第16条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	食ブランド推進事業費	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	観光振興課	OECフードポスター及びリーフレットを増刷した。 新規認定品数 1品 更新認定品数 27品	286	A	
8		1		第10条	市の特性にあわせた戦略の検討	観光客のニーズを捉え、自然や温泉、グルメといった既存の資源に加え、都内からのアクセスの良さや交通利便性の高さなど、市の特性にあわせた観光戦略を推進します。	観光ルート創出事業	飯山・七沢に代表される自然豊かな環境に位置する本市の特性をいかすこと及び市内に数多く滞在するビジネス客を対象にした戦略を策定し、観光の振興を図る。	観光振興課	本厚木駅周辺のホテルを利用しているビジネス客が望む観光に対するニーズを調査した。 アンケート回収数700	300	A	
9		1		第9条	文化財を核としたコンテンツづくり	寺社仏閣などの文化財を核とした新たな観光コンテンツづくりを推進します。	郷土博物館事業	厚木市の指定文化財となっている民家を保存するために、土地の賃借を行うとともに日常管理のための業務委託を執行し、文化財に関する市民の意識を高めるため公開を行う。	文化財保護課	1 古民家岸邸を公開 見学者数 1620人 2 古民家岸邸保存・管理の業務委託 3 古民家特別利用 10回、団体見学2件 4 古民家岸邸保存のための修繕 3件	5,887	B	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、季節の行事やイベントを縮小したため。
10		1		第10条	「花の里」づくりの推進	既存の「花の里」づくりに加え、上古沢のツツジの丘や不動尻のミツマタ群生地など、新たな花の里づくりを推進します。	花の里創出事業	花の里山づくりや名所づくりを行い、地域資源を利用した地域の活性化を促進する。	観光振興課	飯山地区へ季節の花の苗木や種を支給し、飯山花の里の整備を支援した。	477	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由、今後の課題等)
11		1		第16条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	観光施設維持管理事業	厚木の魅力を多くの人に体感していただき、満足してもらいことができるよう、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップによるブランド化を実施する(厚木観光のブランド化の推進)。	観光振興課	ハイキングコースの整備、観光トイレの整備、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理等を行った。	750	A	
12		1		第10条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	七沢地区観光拠点維持補修事業	東丹沢七沢温泉郷や森林公園、森林セラピー@基地などを効果的に活用することで、心と身体の健康維持・増進を図るなど、七沢エリアのブランド化を進める(「七沢エリア」ブランド化の推進)。	観光振興課	不動産の土砂撤去及び樹木剪定を行った。	500	A	
13		1		第10条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	飯山地区観光拠点維持補修事業	飯山温泉郷や森林公園、県央地域随一の桜を始めとする花の里構想による景観づくりなど、飯山エリアのブランド化を進める(「飯山エリア」ブランド化の推進)。	観光振興課	白山ハイキングコース柵・踏板等の修繕を行った。	600	A	
14		2		第16条	アウトドアツーリズムの推進	豊かな自然を活用した新たな観光コンテンツとして、ハイキングを始め、サイクリングや釣り、キャンプやバーベキューなど、アウトドア(屋外)をテーマにした観光プログラムを開発します。		本市が有する豊かな自然環境を生かしたアウトドア観光を推進し、新たな観光客を獲得するためのイベントを実施する。		森林など豊かな自然環境を有効に活用した新たな体験型観光コンテンツの創出のため、サイクリングのモデルルートを作成し、インターネット上に公開した。			
28		1		第16条	着地型観光商品の開発	丹沢・大山・宮ヶ瀬地域が有する豊かな自然や景観の良さ、歴史、温泉、グルメといったエリアとしての強みをいかしつつ、体験型の観光など観光客のニーズに即した魅力的な観光商品の開発に取り組みます。	アウトドアツーリズム推進事業	本市を発着としたサイクリング観光を推進するため、レンタサイクル事業及びサイクリングガイド事業を始める個人又は事業者に対し、経費の一部を補助することで、新たな体験型観光コンテンツとして確立を目指す。	観光振興課		3,000	A	
48		1		第10条	新たな旅行スタイルの推進	感染症予防の観点から見直された近場での小さな観光(マイクロツーリズム)を始め、テレワークから発展した仕事(ワーク)と休暇(バケーション)を融合させたワーケーションなど、時代のニーズを捉えた新たな旅行スタイルを推進し、観光客の誘致拡大を目指します。		自然豊かな環境や農業、工業が盛んな特性をいかした体験型のコンテンツを開発する。					
15		2		第16条	ヘルスツーリズムの推進	森林セラピーツアーや健康づくり大学などを中心に、ハイキングやノルディックウォーキング、トレイルランなど、心と身体の健康づくりをテーマにした観光プログラムを推進します。	健康づくり村推進事業	厚木の特色ある里山、豊かな自然環境を有効に活用した健康づくりがテーマの体験学習など健康づくり推進事業の実施団体に対して補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	健康づくり大学事業及び森林セラピー事業を実施する団体を支援した。	700	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業を縮小したため。
16		2		第10条	エコ・グリーンツーリズムの推進	自然環境の保全をテーマとしたエコツーリズムを始め、農作業が体験できるグリーンツーリズムなど、本市が有する山や川、里地里山といった自然環境を活用した観光を推進します。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、回数や人数の規模を縮小しながらの活動とはなったが、活動団体や市民ボランティアと連携しながら里地里山の保全を進めた。 ・里山マルチライブプラン (1)七沢地区：実施回数5回、のべ参加者数63人 (2)荻野地区：実施回数4回、のべ参加者数35人	2,943	A	
17		2		第9条	エコ・グリーンツーリズムの推進	自然環境の保全をテーマとしたエコツーリズムを始め、農作業が体験できるグリーンツーリズムなど、本市が有する山や川、里地里山といった自然環境を活用した観光を推進します。	園芸振興対策事業	特産果樹の生産性向上及び果樹の高品質化並びに作業性・安全性の向上を図るため、施設の整備費や最新技術等の導入経費の一部を助成する。	農業政策課	・ぶどう園防風ネット設置 ・直売所修繕	859	A	
18		3		第16条	ターゲット別ルートづくり	ハイキングや温泉、グルメツアー、いちご狩りなど、観光客の属性やニーズを捉えたモデルルートづくりを推進します。		若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。		本厚木駅周辺のホテルを利用しているビジネス客が望む観光に対するニーズを調査した。 アンケート回収数700			
20		3		第17条	ターゲット別モニターツアーの開催	周遊ルートの参考とするためのモニターツアーを開催し、観光客の属性に伴うニーズや志向を把握します。		観光モニターツアーの実施を通じて、市内の観光資源に対する満足度やニーズについて調査することにより、本市の観光振興にいかす。					

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
21		3		第17条	ファミトリップの開催	観光資源のPRを目的に、SNSなどで影響力の高いインフルエンサーや旅行代理店などを対象にファミトリップ(現地視察ツアー)を開催します。	観光ルート創出事業		観光振興課		300	A	
22		4		第16条	ナイトツーリズムの推進	イルミネーションやライトアップ、コンサートやディナーショーなど、夜型のコンテンツを展開することで、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。		本市の宿泊客をターゲットに、滞在する朝夕の時間帯に楽しめる観光コンテンツを開発する。					
19		3		第13条	広域的なルートづくり	幹線道路の整備や近隣の観光資源を踏まえた広域エリアとしてのモデルルートづくりを推進します。	広域連携観光推進事業	若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。	観光振興課	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアの観光資源を特だしたイラストマップを10万部発行し、公共施設や小田急線主要駅などで配布した。	229	A	
23		4		第9条	早朝型観光の推進	座禅や朝市の開催、スポーツ大会の誘致など、早朝型コンテンツの発掘・ブラッシュアップを図り、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。	地産地消推進事業	地産地消を推進するため、市民朝市、夕焼け市を開催する。	農業政策課	・市民朝市の開催 20回(うち特別フェア5回) 来場者数約7,570人 ・夕焼け市の開催 6回(うち特別フェア3回) 来場者数約2,350人	2,550	B	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部開催を中止したため。
24		4		第16条	早朝型観光の推進	座禅や朝市の開催、スポーツ大会の誘致など、早朝型コンテンツの発掘・ブラッシュアップを図り、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。	ねんりんピック開催準備事業	主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される、ねんりんピック(全国健康福祉祭)について、2022年度は神奈川県が開催県となっており、本市は「ラクビーフットボール」、「健康マージャン」の開催地となっている。2021年度は「健康マーン」のりハーサル大会を予定している。	スポーツ推進課	ねんりんピックかながわ2022の開催に向けて実行委員会を設立し、令和4年2月に健康マージャンりハーサル大会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。	3,831	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議は全4回書面会議、岐阜大会が中止となり視察中止、健康マージャンりハーサル大会中止
25		4		第10条	観光イベントの開催	鮎まつりや大道芸といった集客力の強いイベントを企画し開催することで、観光消費の拡大とまちのにぎわいづくりを推進します。	観光行事推進事業	あつぎ鮎まつり、にぎわい爆発あつぎ国際大道芸など、本市の魅力の一つでもあるイベントの継続的な実施にむけた取組を推進する。		【第75回あつぎ鮎まつり】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業を中止し、代替としておうちで楽しむあつぎ鮎まつりを開催した。 募集期間：令和3年8月10日(火)から9月24日(金)まで 部門： 絵画の部 花火玉デザインの部 あゆコロちゃん衣装デザインの部 鮎まつりロゴマークデザインの部 あつぎ鮎まつりメモリーズを配信  【第57回あつぎ飯山桜まつり】 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。		B	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部開催を中止したため。
47		1		第9条	趣味・志向、客層にあわせたプロモーション	温泉、ハイキング、イベント、グルメなど、観光客の好みや志向、ファミリーやカップルなどの客層を捉え、それぞれに求められる観光プログラムを用意し、必要な情報やサービスなどを的確に提供することで誘客促進につなげていきます。	あつぎ鮎まつり開催事業	厚木市最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」を8月の第一土曜を中心に開催する。市民参加型の催し物を取り入れる等、より一層内容の充実を図る。	観光振興課		68,850	B	新型コロナウイルス感染症に伴い、事業の一部を中止したため
26		4		第17条	フードツーリズムの推進	グルメイベントの開催やご当地グルメ・食ブランドの開発・PRなど、消費に直結する「食」をテーマにした観光を推進します。	食ブランド推進事業	本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど、シティセールスのツールとして効果的に活用することにより、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	観光振興課	OECフードポスター及びリーフレットを増刷した。 新規認定品数 1品 更新認定品数 27品	286	A	
58		2			特産品によるPR	市の特産品や名物などを雑誌やテレビなどのメディアで取り上げてもらうことで、観光資源のPRにつなげていきます。		地域の産品を広報誌や雑誌等で取り上げることで、産品の知名度向上を目指す。			286	A	
27		1		第13条	大山観光の推進	横浜・鎌倉・箱根に続く「新たな観光の核」づくりのため、大山を中心とした観光振興「平成大山講プロジェクト」を推進します。	広域連携観光推進事業	伊勢原市、秦野市と共に、「平成大山講プロジェクト推進協議会」を組織し、3市にまたがる大山エリアを候補地として核づくりに取り組む。	観光振興課	平成大山講プロジェクト推進協議会(おおよまめぐりガイド・大山観光アプリ運用費)負担金を交付し連携した観光振興を行った。	154	A	
29		1		第17条	広域観光ガイドマップの作成・活用	広域観光の道しるべとして活用するため、秦野・伊勢原・厚木・愛川・清川の3市1町1村において、エリア内の観光資源や周遊ポイントなどがワンストップで確認できる広域観光ガイドマップを作成します。	広域連携観光推進事業	大山・宮ヶ瀬を核とするエリアにおける観光資源に関する情報をまとめたイラストマップを作成し、広く情報発信していく。	観光振興課	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアの観光資源を特だしたイラストマップを10万部発行し、公共施設や小田急線主要駅などで配布した。	0	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
30		1		第13条	周遊モデルルートづくり	新東名高速道路や圏央道といった広域道路ネットワーク形成による来訪者などを対象に、エリア内での周遊と長時間の滞在を促し、観光消費につなげるための周遊モデルルートづくりを推進します。	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等と連携を強化し、観光消費につながる周遊モデルルートを作成する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)を3回実施した。	0	A	
31		1		第13条	地域ブランドの構築	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアとしてのブランドづくりを進め、広域エリアとしての一体感を醸成します。	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等との連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化に努める。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化を推進した。	0	A	
32		2		第13条	共通のロゴなどの作成・活用	エリア内で共通するロゴマークやコンセプト、共通ツール(冊子、動画など)を作成し、一体的なプロモーションに取り組みます。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域が一体となって観光振興を進めるため、共通のプロモーションツールを作成する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、一体的なプロモーションを検討した。	0	A	
33		2		第13条	合同キャンペーンの開催	高速道路のサービスエリアや鉄道の駅などにおいて、広域観光圏を構成する市町村が合同でキャンペーンを開催し、エリアとして一体となった誘客を推進します。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	観光振興課	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会(3市3町1村及び関係団体)において、実施予定だったが、コロナ禍により中止とした。	75	A	
34		2		第13条	ドライブ特集などを活用したメディアプロモーション	雑誌やTVなどのドライブ特集などを活用して、車で遊びに行くエリアとしてのPRと誘客を働きかけます。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において、各市が協定を結んでいるJAF等と連携して誘客促進に努めた。	0	A	
35		2		第17条	SNSやWebを中心とした観光PR	インバウンドを含む観光客への情報訴求効果を高めるため、スマートフォンの普及で広がりを見せるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や、インターネットの閲覧システムであるWeb(ワールド・ワイド・ウェブ)を活用した観光PRを推進します。	広域連携観光推進事業	本市の観光情報をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や、Web(ワールド・ワイド・ウェブ)を活用して広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、厚木市観光協会補ホームページにコンテンツを設け、エリアとしての観光PRを推進した。 また、丹沢大山観光キャンペーン推進協議会において、PR動画(松田町、山北町、富士急行株)を作成し、インターネット上で公開した。	0	A	
36		2		第17条	イメージを高める雑誌等の活用	ライフスタイル紙や旅行雑誌など、観光地としてのイメージやブランド価値を高める媒体を積極的に活用していきます。	広域連携観光推進事業	雑誌や広報誌などのメディアに向けての情報発信を強化することで、県央やまなみ地域への更なる誘客を図る。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、メディアに向けての情報発信を行った。	0	A	
37		2		第13条	サービスエリアの活用	新東名高速道路の全線開通を見据え、サービスエリアなど多くの観光客が集まる施設において、広域エリア内の特産品を販売するための販路確保を推進します。	広域連携観光推進事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、県央やまなみ地域の特産品の販売や観光案内などを行う。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、秦野サービスエリアのオープンに向け販路確保に努めた。	0	A	
38		3		第12条	行政職員を対象とした研修	広域観光エリアを構成する自治体職員を対象に研修を実施し、それぞれの市町村が有する資源や地域特性などを共有するとともに、PRや誘客手法などのレベルアップ、職員間の強いネットワークを形成することで一体的な観光振興を推進します。	広域連携観光推進事業	広域観光地としてのブランド力やコンテンツ力、情報発信力の強化を戦略的に推進するためには中核人材の育成とネットワークづくりが必要となるため、行政担当者及び観光協会職員などを対象とした研修会を実施する。	観光振興課	新型コロナウイルス感染症に伴い、事業を中止した。	0	C	新型コロナウイルス感染症に伴い、事業を中止した。
39		3			観光事業者等を対象とした研修	広域観光エリアにおける観光客受け入れに当たっての質の向上を図るため、地域の観光事業者等を対象に研修会を実施します。インバウンドの受け入れやSNSの活用などを含めたスキルアップを図ります。	広域連携観光推進事業		観光振興課		0	C	新型コロナウイルス感染症に伴い、事業を中止した。
40		3		第13条	推進体制(推進協議会等)の確立	広域観光を継続的なものとするため、施策のモニタリングと課題解決を担う既存組織の機能強化、もしくは新たな協議会等の設立など、推進体制を確立します。	広域連携観光推進事業	広域観光の課題解決を行う場として、推進体制を確立する。	観光振興課	地域の課題解決を目的に、官民一体となった協議会等の設立について検討した。	-	A	
41		3		第13条	観光地域づくり法人(DMO)との連携	県北に位置する宮ヶ瀬ダム周辺(飯山・七沢地区が含まれる)エリアの地域づくりに取り組む(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携を強化し、丹沢エリアを一体とした広域観光を推進します。	広域連携観光推進事業	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(観光地域づくり法人(地域連携DMO))と連携し、宮ヶ瀬周辺の活性化に向けた連携を強化する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)を初め、各種イベントなどで連携を強化し、丹沢エリアの周遊観光の推進に努めた。	0	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
42		3		第14条	広域幹線道路の整備促進	広域観光を支える道路(県道60・63・64・70・603・701号、厚木秦野道路、薬師林道など)の整備に向け、要望活動を展開します。	広域連携観光推進事業	広域観光を支える道路(県道60号・63号・64号・70号・603号・701号、国道246号バイパス、薬師林道等)の整備を促進する。	観光振興課	広域行政連絡会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において丹沢エリアの整備における要望を提出した。	0	A	
43		3		第17条	多言語案内看板の整備	広域の周遊に欠かせない観光案内看板(多言語)の充実を図ります。	広域連携観光推進事業	外国人観光客の受け入れ体制構築の一環で、広域観光を支える広域観光案内看板の多言語対応を進める。	観光振興課	申請のあった2事業所に対し補助金を交付した。	250	A	
44		3		第14条	交通利便性の確保	広域エリア内を往来できる移動手段(二次交通)の確保と、駐車場の整備に向けた調整・連携を図り、観光客の利便性向上に取り組めます。	広域連携観光推進事業	個人旅行者の移動を支える二次交通の充実・強化に向けた検討を行い、二次交通の乗り継ぎ強化や、民間駐車場案内サービスと連携した利便性の向上を図る。	観光振興課	広域連携事業において、民間事業者等の連携を強化し、観光客の利便性向上に努めた。	0	A	
45		4		第10条	観光関連団体等との連携	まちぐるみの観光を目指し、市や観光協会、観光関連事業者、市民グループ、ボランティア、市民など、観光に関わる全ての人や団体などが、それぞれの強みや特性を踏まえて役割を分担し連携して取り組む体制づくりを進めます。	観光振興条例推進事業	本市の持続的な観光振興を図るため、市、観光団体、観光事業者及び市民が一体となって、本市の観光資源(自然、食、歴史等)をいかした魅力ある観光都市づくりに取り組めるよう、観光振興施策の基本を定める。	観光振興課	厚木市観光振興推進委員会を2回開催し、条例の運用状況の点検や条例に定める基本計画の推進について検討した。	242	A	
46		4		第17条	多様なネットワークづくり	様々な業種・業態、個人・団体、市内外を問わず多様なネットワークを形成し、観光振興にいかします。	観光協会補助金	行政や市民、観光関連事業者との連携を密にしながら情報の一元化や観光プロモーションを総合的に行う。	観光振興課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	29,000	A	
49		1		第17条	観光資源と宿泊施設の魅力発信	宿泊施設の魅力発信とあわせ、体験型コンテンツやご当地グルメ、土産品などと組み合わせることで周遊観光や長期滞在を促し、宿泊客の増加を目指します。	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。各種メディアを始め、イベントキャンペーンなどを通じ市の魅力を伝え誘客を促進することで、本市の交流人口を増やし地域の活性化につなげていく。	観光振興課	観光PR動画を作成し、フェイスブック及びインスタグラムで配信した。 ・リーチ数 30,800 近年、人気が高まるアウトドアに着目し、サイクリングやハイキング等のイベントを開催する準備を進めていたが、コロナ禍で中止となり、お楽しみ抽選会のみ実施した。 ・申込件数 1,654件 ハイカー向け観光マップをリニューアルし、観光施設に配架した。 ・作成部数 15,000部 大山ケーブル駅構内にPR電飾看板を設置し、大山からの誘客促進を図った。	4,221	A	
50		1		第10条	ビジネス客へのアプローチ	市内に数多く滞在するビジネス客を対象に、飲食や遊戯、長期滞在者向けの小旅行、アクティビティなどを提案し、観光消費につなげていきます。	観光ルート創出事業	ホテルや飲食店などと連携し、本市への来訪が多いビジネス客の観光消費額の増加に向けた事業を推進する。	観光振興課	本厚木駅周辺のホテルを利用しているビジネス客が望む観光に対するニーズを調査した。	300	A	
51		2		第10条	コミュニケーションツールの活用	観光情報を的確にターゲットに届けるため、現代の主な情報取得ツールであるSNSや端末アプリによる情報発信、無線Wi-Fiの整備など、ICTを積極活用します。	公衆無線LAN整備事業	国内外を問わず、観光やビジネスなどで訪れる方々や市民等を対象に、公共施設等でインターネットに接続できる公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」を提供し、中心市街地等のにぎわいの創出を図る。	情報政策課	次のとおり公衆無線LAN環境の運用及び追加整備を行った。 名称：Atsugi Free Wi-Fi サービス提供エリア：28か所 令和3年度追加整備14か所(厚木北公民館及び厚木南公民館を除く14公民館(分館含む))  Atsugi Free Wi-Fi利用実績(令和4年3月31日現在) ○登録者数 : 116,829人 ○利用者数(累計) : 1,182,889人	8,862	A	
52		2		第17条	観光協会ホームページへの情報集約	誰もが、ワンストップで市内の観光情報を手でできるよう、市観光協会のホームページを強化し、情報の一元化を推進します。	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊かな本市の優位性と特性をいかにしながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	観光振興課	令和2年度に厚木市観光協会のホームページをリニューアルし、厚木市の観光情報の一元化したため、令和3年度以降は、ホームページでの情報発信を継続していく。	0	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
53		2		第17条	スマートフォンを前提とした情報発信	ホームページからの情報発信においては、観光客などの多くがスマートフォンで情報取得することを前提に、見やすさや利便性を考慮していきます。	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊富な本市の優位性と特性をいかしながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	観光振興課	令和2年度に厚木市観光協会のホームページをリニューアルし、厚木市の観光情報の一元化したため、令和3年度以降は、ホームページでの情報発信を継続していく。	0	A	
54		2		第17条	タイムリーな情報提供によるパブリシティの活用	観光情報の訴求効果を高めるため、広報紙への記事掲載をはじめ、報道機関へのプレスリリースやインタビューの対応などのパブリシティの活用を推進していきます。パブリシティは、即時性、波及効果、信頼性が高いPR手段であり、誘客促進として効果が期待されます。	広報事業	広報紙の発行をはじめ、テレビや新聞等の各メディアの特性にあわせたパブリシティの活用など、積極的な情報発信に努める。	広報課	・「広報あつぎ」の民間施設への配架【149カ所、毎号約4,000部】 ・マチロ、マイ広報紙による全国への情報発信【毎号】 ・あつぎ元気waveをCATVによる放送【観光・サイクリングマップのお知らせなど】 ・FM横浜「エリアナビ」、TVK「猫ひたインフォ」での放送【観光マップの作成、紅葉・桜情報など】 ・電子看板「あつNAVI」で観光情報等の情報発信【フォトコンテストやアツクキャンペーン、観光情報のお知らせなど】	40,420	A	
55		2		第17条	有料広告の効果的な活用	情報内容やターゲットに応じて、テレビやラジオ、雑誌、駅貼りポスターなどへの有料広告を効果的に活用していきます。	観光プロモーション事業	旅行雑誌だけでなく山歩きや園芸など趣味の雑誌、あるいはスポーツ用品関連メーカーなどへ、観光情報の積極的な情報リリースを行う。	観光振興課	観光PR動画を作成し、フェイスブック及びインスタグラムで配信した。 ・リーチ数 30,800 近年、人気が高まるアウトドアに着目し、サイクリングやハイキング等のイベントを開催する準備を進めていたが、コロナ禍で中止となり、お楽しみ抽選会のみ実施した。 ・申込件数 1,654件 ハイカー向け観光マップをリニューアルし、観光施設に配架した。 ・作成部数 15,000部 大山ケーブル駅構内にPR電飾看板を設置し、大山からの誘客促進を図った。	4,221	A	
56		2		第10条	デジタルサイネージの活用	人通りが多い駅前などに設置される街頭モニターに、PR動画や電子ポスターを放映し、往来者への情報の刷り込み効果を図ります。ターゲットとするエリアで放映することで、誘客に結び付けます。	デジタルサイネージ維持管理事業	本厚木駅や愛甲石田駅にデジタルサイネージを設置し、積極的かつ効果的な情報発信を図る。	広報課	本厚木駅と愛甲石田駅のデジタルサイネージで、フォトコンテストやアツクキャンペーン、観光情報などを発信。	4,601	A	
57		2		第17条	イベントやキャンペーンでの宣伝活動	集客力の高いイベントや、利用者の多い主要駅や高速道路のサービスエリアなどでのピラ配りなど、対面による宣伝活動を効果的に実施します。	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	観光振興課	観光PR動画を作成し、フェイスブック及びインスタグラムで配信した。 ・リーチ数 30,800 近年、人気が高まるアウトドアに着目し、サイクリングやハイキング等のイベントを開催する準備を進めていたが、コロナ禍で中止となり、お楽しみ抽選会のみ実施した。 ・申込件数 1,654件 ハイカー向け観光マップをリニューアルし、観光施設に配架した。 ・作成部数 15,000部 大山ケーブル駅構内にPR電飾看板を設置し、大山からの誘客促進を図った。	4,221	A	
59		2		第17条	フィルムコミッションによる宣伝	テレビドラマや映画、ミュージックビデオなどのロケ地の誘致や撮影支援を行うフィルムコミッション(非営利団体)としての活動を推進し、まちの知名度向上と地域愛着度を高め、観光客の増加につなげていきます。	フィルム・コミッション事業	映画やドラマの撮影を支援・誘致することにより、シティ・セールスの推進を図り、市民エキストラを登録・紹介することにより、市民参加による地域振興等を図る。	観光振興課	ロケーション撮影の支援活動を行った。 相談93件 実績14件	0	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由、今後の課題等)
60		2		第17条	マスコットキャラクター等による周知	市のマスコットキャラクター「あゆコロちゃん」を活用した周知・宣伝活動を推進します。また、市にゆかりがあるタレントやスポーツ選手などに協力いただき、市のイメージ向上を図ります。	マスコットキャラクター事業	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ効果的に情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する。	観光振興課	あゆコロちゃんシールや缶バッジを作成し、公共施設等に配架。来庁した方などに配布した。新型コロナウイルス感染症に伴い、各種集客イベントが中止されたものはオンラインイベントに切り替えて行われた 自主イベント0件 外部イベント8件(内5件はオンラインによる参加)	2,272	B	
61		3		第17条	交通機関利用者の誘客促進	鉄道・バス・タクシー事業者と連携したプロモーションを展開し、東京や横浜方面からの利用者の誘客促進を図ります。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	鉄道・バス・タクシー事業者と連携したプロモーションを展開し、小田急線、相鉄線駅に観光パンフレット等を配架し東京や横浜方面等からの誘客促進を目指す。	観光振興課	小田急サイネージ広告用動画を作成し、小田急車内窓上に広告を掲出した。	2,000	A	
62		3		第13条	宿泊事業者と連携した商品開発	鉄道事業者と温泉旅館、あるいはシティホテルなどと連携した宿泊パックなどを企画し誘客につながる商品化づくりを推進します。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	小田急電鉄や宿泊事業者との連携を強化し、広域観光のキャンペーン・イベントを推進する。	観光振興課	小田急サイネージ広告用動画を作成し、小田急車内窓上に広告を掲出した。	2,000	A	
63		3		第17条	観光拠点からの周遊プロモーション	バスやタクシーなど、2次交通を担う事業者と連携したプロモーションを展開し、近隣の観光拠点からの周遊を図ります。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	バス事業者(神奈川中央交通など)やタクシー事業者と連携し、観光マップへの掲載などの取組を推進する。	観光振興課	小田急サイネージ広告用動画を作成し、小田急車内窓上に広告を掲出した。	2,000	A	
64		3		第17条	道路事業者と連携したプロモーション	道路事業者と連携し、高速道路のサービスエリアなどでのキャンペーンや観光ガイドの配架などを実施し、自家用車による市内観光地への立ち寄りや周遊を促進します。	観光プロモーション事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、特産品の販売や観光案内などを行う。	観光振興課		-		
65		1		第9条	観光に対する市民意識の醸成	観光や歴史、文化といった自分が暮らすまちの魅力を理解し愛着を持って観光客を受け入れてもらえるよう、市民に対する観光PRを強化するほか、学習機会の提供や研究者による講演会などを通じて、観光意識の向上を図ります。	郷土芸能事業	市内に伝承される郷土芸能を広く市民に周知するため、公演の場を提供するとともに、児童・生徒のために郷土芸能普及公演及び出前体験教室を開催する。また、後継者育成のために郷土芸能学校を開校する。	文化財保護課	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、次のとおり対応とした。 【中止した事業】 第19回郷土芸能まつり(第59回市民文化祭中止) 郷土芸能出前体験教室 あつぎ郷土博物館特別公演 【延期した事業】 郷土芸能学校「相模人形芝居」 【一部実施形態を変更した事業】 郷土芸能普及公演 【代替として実施した事業】 中央図書館 相模人形芝居特別展示 相模人形芝居特別公演オンライン	4,001	B	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大半の事業が中止となってしまったが、代替事業の実施により、幅広く郷土芸能を周知することができた。
66		1		第12条	小・中学生への観光教育の推進	小中学校と連携し、「未来のあつぎ」を担う子どもたちが地域の魅力や観光の役割について学ぶ機会を提供します。	職場講和・職場体験事業	市立中学校で開催される「職業講話」に観光振興課職員を派遣するとともに、職場体験の際は観光振興課への受け入れに協力していく。	観光振興課	派遣要請なし。	0	A	
67		1		第12条	観光関連事業者のスキルアップ	観光客への接待やサービス、姿勢など、観光関連事業者を対象としたスキルアップ研修を実施し、事業者全体としての受入環境の向上に取り組みます。	受入環境整備事業	観光事業者に対する接待やサービス、姿勢などの研修を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	OECフードセミナーを実施し、本市の特産品を手軽に食べられる環境の整備に努めた。	500	A	
68		1		第12条	観光ガイドの育成	市内の観光案内に取り組みあつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援するとともに、外国人観光客への対応やサイクルガイドといった一定のスキルを有する有償ガイドの育成も進めていきます。	あつぎ観光ボランティアガイド協会活動支援事業	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動の広報への掲載やサイクリングルートを案内するサイクルガイドの養成などを推進する。	観光振興課	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援した。	0	A	
69		1		第9条	既存イベントへの市民参加の推進	「あつぎ鮎まつり」や「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸」を代表とする市内のイベントを市民参加で盛り上げていくことで、観光客の誘致拡大につなげていきます。	観光行事推進事業(これだけ親事業名です)	あつぎ鮎まつり、厚木市緑のまつり、あつぎ飯山桜まつりなどを地域住民の参加により、地域で盛り上げることで来訪者の拡大を図る。	観光振興課	コロナ禍であつぎ鮎まつり、あつぎ飯山桜まつりについては、開催を中止し、関連事業を実施した。 ・あつぎ鮎まつり関連事業 デザインコンクール、鮎まつりに関する動画配信 ・あつぎ飯山桜まつり関連事業 お楽しみWEB抽選会、桜の動画配信 コロナ禍で地域観光まつりは、中止となったため、補助金の申請がなかった。	68,850	B	新型コロナウイルス感染症に伴い、事業の一部を中止したため

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
70		1		第16条	既存イベントへの市民参加の推進	「あつぎ鮎まつり」や「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸」を代表とする市内のイベントを市民参加で盛り上げていくことで、観光客の誘致拡大につなげていきます。	あつぎ市民芸術文化祭開催事業	野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭、あつぎミュージックフェスティバルを開催し、文化芸術活動の活性化を図る。	文化生涯学習課	新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた各事業を中止としたが、次のとおり、作品展示やオンライン配信などを活用し、事業のPRを行った。 文化芸術事業の参加者数：0人（実績値） 市民文化祭 一部の催し（文化作品展）のみ無観客及び後日オンライン配信の形で実施した。 野外彫刻造形展 あつぎロードギャラリー等での作品展示や出展予定者の作品の制作過程をオンライン配信した。 ミュージックフェスティバル 歴代入賞者らが出演する無料オンライン配信ライブを実施した。	5,909	B	イベントが中止となり、目標値に到達していないため。
71		1		第10条	企業の観光まちづくりへの参加	市内企業において、見学コースやファクトリーショップ(工場直営店)の設置、経営者による講演会の開催など、企業の観光まちづくりへの参加を推進します。	ロボット産業推進事業	市内企業による最先端技術に関する講演会を実施する。また、企業訪問の際に、企業の業種に応じて、見学コースやファクトリーショップの設置を依頼する。	産業振興課	ロボットをはじめとした先端技術に関する講演会を現地会場とオンライン配信を併用したハイブリット方式で実施した。 (参加者：46人)	5,797	A	
72		1		第10条	自治会との連携	祭りやイベント、環境美化など、地元コミュニティを支える自治会との連携を強化していきます。	受入環境整備事業	まつりやイベントなどを地域住民の参加により地域で盛り上げていくため、地域で幅広く活動する自治会との連携強化を図っていく。	観光振興課	地域住民団体の代表である自治会と連携を図り、地域全体のおもてなし意識を高めることで、受入環境の向上を図った。	750	A	
73		1		第9条	ごみの無いきれいなまちづくり	市民による清掃活動や花や緑を増やす活動を支援するほか、イベントにおけるごみと資源の分別回収に取り組むなど、ごみの無いきれいなまちづくりを推進します。	まち美化推進事業	自治会、企業、ボランティア団体が実施する地域美化清掃及び自治会が行う年末美化清掃を支援する。	生活環境課	コロナ渦での自治会、企業、ボランティア団体等が実施する地域美化清掃及び自治会が行う年末美化清掃を支援した。 地域美化清掃実施団体数：173件 年末美化清掃参加自治会数：215自治会	9,752	B	
74		1		第10条	環境保護活動への支援	豊かな自然環境を守るため、丹沢・大山などの自然保護団体への活動を支援します。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	新たに活動団体を1団体認定し、里地里山の保全への取組を進めた。 また、市で認定する8団体（既存7、新規1）に対し補助金を交付し、保全活動の包括的支援を図った。 なお、市民ボランティア等との連携については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、回数や人数の規模を縮小しながら実施した。 ・里山マルチライブプラン (1)七沢地区：実施回数5回、のべ参加者数63人 (2)荻野地区：実施回数4回、のべ参加者数35人	2,943	A	
75		2		第17条	パンフレットや店舗看板等の多言語化	店舗の看板やメニュー、パンフレットなど、英語はもちろん、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語などを併記し、世界基準の表示・表記となるよう、事業者の支援を推進します。	受入環境整備事業補助金	英語、中国語、韓国語などを併記したパンフレットや世界基準のサインを進める。	観光振興課	厚木市訪日外国人おもてなし事業補助金 2件	750	A	
76		2		第17条	多言語による観光情報の発信	外国人の誘客を図るため、イベントや観光スポットなどの観光情報をホームページやSNSなどを活用して発信します。	観光協会補助金	外国語による観光アプリや観光情報コンテンツの提供により、イベントや観光スポットなどの情報を発信する。	観光振興課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	29,000	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB、Cの場合はその理由。今後の課題等)
77		2		第9条	誰もが快適に楽しめる観光の推進	年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が快適に安心して楽しめるバリアフリーの観光(ユニバーサルツーリズム)を推進し、観光地としての質の向上を図ります。	公園緑地整備事業	全ての人々が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	公園緑地課	(主要事業抜粋) 瀬戸睦公園実施設計委託 3,520,000円 厚木中央公園改修基本設計委託 9,468,800円 恩僧恩名特別緑地整備工事 117,783,600円 かつらぎ公園ほか遊具更新工事 17,021,400円 そりだ公園ほか遊具更新工事 19,488,700円 広町公園整備工事 18,752,800円 (仮称)上落合公園整備工事 46,317,700円	340,025	A	
78		2		第11条	バリアフリー化のまちづくり	誰もが安心して過ごせるまちを目指し、道路や公園、トイレなどのバリアフリー化を推進します。	歩道整備事業	全ての人々が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	道路整備課	【委託】 市道旗谷上古沢線用地測量委託 L=140m 市道妻田中萩野線測量委託 L=1,450m 市道昭和用水線予備修正設計委託 L=400m 市道愛甲高坪線測量委託 L=170m 【工事】 相模川旧堤防道路歩道整備工事 L=130m 市道赤坂竹ノ内線関連道路歩道整備工事 L=174m	98,000	A	
79		2		第16条	外国人向けコンテンツの提案	寺社仏閣といった日本古来の伝統文化を始め、お茶や座禅、武道などの体験物、写真映えするきれいな景色など、外国人に好まれるコンテンツを提案し、誘客につなげていきます。	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	29,000	A	
80		2		第17条	外国人向けプロモーション	有名旅行サイトへの掲載を始め、米軍施設などへの働きかけ、在日外国人を通じたクチコミによるPRなど、外国人観光客の誘致に向けたプロモーションを推進します。	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	29,000	A	
81		3		第11条	交通環境の整備	観光客の交通利便性を高めるため、交通混雑の緩和など交通環境の向上に取り組めます。	交差点等改良事業	交通が集中し、混雑が発生している交差点や通行の支障となっている交差点の形状変更を行い、交通の円滑化や交通安全の強化を図る。	道路整備課	交差点等改良測量・設計(3箇所)の実施 交差点昇降階段設置(1箇所)の実施 交差点改良工事(3箇所)の実施	230,000	A	
82		3		第15条	感染予防対策の徹底	観光施設やイベントなどにおいて、国や県が示すガイドラインに基づいた感染症の予防策を徹底し、全ての観光客が安心して利用できる受入体制を整えます。	観光施設維持管理事業	観光庁や県、各事業者等が出しているガイドラインに従い、感染症対策を推進する。	観光振興課	入山するハイカー向けに、感染症に関する注意喚起看板を設置した。	14,256	A	
83		3		第14条	観光施設の維持管理	ハイキングコースやトイレ、展望台など、観光客が快適に利用できる観光施設として、適切な維持管理に努めます。	観光施設維持管理事業	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、展望台の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理を行う。	観光振興課	観光客への利便性の確保と安心・安全の確保を図るため飯山白山森林公園、ハイキングコース、観光トイレ、七沢観光案内、観光歓迎塔等の維持管理を適切に行った。	14,256	A	
84		3		第17条	情報開示による安全状況の発信	感染症や災害、事件・事故に関する対策など、観光客にとって安心できる情報を積極的に発信し、安全な観光地として誘客につなげます。	観光案内事業	感染症対策の実施状況を観光客に発信することで、安心して来訪できる環境づくりを推進する。	観光振興課	観光案内所を中心に、観光客にとって必要な情報が入手できるよう観光案内を行った。	6,292	A	
85		3		第15条	緊急時対応の強化	観光協会や観光関連事業者、行政などが連携し、災害等の発生時における観光客への対応などを強化し、いざという時に備えます。	観光行事推進事業(これだけ親事業名です)	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な応急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	観光振興課	緊急時において観光客の安心・安全の確保できるよう、情報発信を行うホームページを開設した。	68,850	A	
86		3		第15条	緊急時における応急対応体制の整備	災害などの緊急時において、観光協会等への情報提供を通じて、迅速かつ的確な応急対応を実施できる体制を整え、市民や市内を訪れた観光客の安心・安全の確保に努めていきます。	観光協会補助金	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な応急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	観光振興課	本市観光の推進主体である一般社団法人厚木市観光協会に対し補助金を交付することで、観光関係団体への支援や観光情報発信力の強化等、観光産業の振興の推進が図られた。	29,000	A	

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R03実施結果	R03予算	R03評価	備考欄 (評価がB,Cの場合はその理由。今後の課題等)
87		1		第9条	観光に対する市民意識の醸成	観光や歴史、文化といった自分が暮らすまちの魅力を理解し愛着を持って観光客を受け入れてもらえるよう、市民に対する観光PRを強化するほか、学習機会の提供や研究者による講演会などを通じて、観光意識の向上を図ります。	郷土博物館特別展示事業	地域の歴史や風土、自然について学芸員が行っている研究や調査、展示会、講座などを市民に有用な情報として提供するとともに、その成果を後世まで郷土の文化として伝え残すことにより、厚木市民にとって「郷土あつぎ」を構築、創造していくための一助となることを目的とする。	文化財保護課	博物館入館者数 19,228人 特別展示「友好都市あばしりとあつぎの自然」 【中止】前期：4月29日～9月30日 後期：10月16日～12月5日 企画展示「再生・永遠帰郷の生命人はどこから来てどこへ行くのか」 3月22日～4月11日 企画展示「『新編相模国風土記稿』が描くあつぎ」 1月15日～3月6日	19,976	B	新型コロナウイルス感染症の拡大のため、入館者の減少及び展示予定の変更・縮小があったため。
88		1		第9条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	オリンピック聖火リレー記念施設整備事業	東京2020オリンピックの聖火リレーを記念し、リレーコース上の市道内に後世に残る施設を設置します。	道路維持課	新型コロナウイルスのため事業中止。	5,000	C	新型コロナウイルス感染症のため事業を中止した。
89		1		第9条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	観光資源創出事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	-	-		
90		1		第16条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	観光地の魅力づくり促進事業補助金	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	観光振興課	-	-		

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
1		1		第9条	観光のまちづくりの形成	街かど大道芸を始め、写真や絵画、モニュメントなど、「アートがあるまち」としてタウンレジャーを楽しめる観光のまちづくりを推進します。	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸事業	商業の活性化とまちのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	商業にぎわい課	1開催日時 令和4年11月12日(土)・13日(日) 2開催場所 本厚木駅北口広場ほか12か所 3内容 中心市街地の複数の会場で市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。	11,680
2		1		第9条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	地域活性化推進事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	飯山及び七沢の地域活性化を目的に、地域活性化団体へ補助金を交付し、新たな観光資源を創出を図る。	500
3		1		第10条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	水辺ふれあい創出事業	本市における自然豊かな一級河川相模川及び中津川を対象として、市民や来訪者が集い、水辺と人とのふれあいをより身近にできる憩いと活動の場としての水辺交流拠点づくりを具現化していくことを目的とする。	河川ふれあい課	水辺ふれあい拠点の整備をするため、実施設計と併せて河川管理者との河川占用協議を進める。(令和5年度までの継続費)	35,000
4		1		第9条	地域イベントへの支援	あやめ祭りや森のまつり、花のまつり、ローズガーデンフェスティバルといった地域のイベントを支援し、まちの魅力づくりと地域の活性化を推進します。	地域観光まつり事業補助金	各地域の観光客の誘致拡大に向け、まつりの充実と地域の活性化を図り、地域観光の振興を図る。	観光振興課	厚木観光桜まつり、あつぎ飯山あやめ祭り、あつぎ飯山秋の花まつり、あつぎ七沢森のまつり、ローズガーデンフェスティバルについて、例年通り開催されるよう、費用の一部を補助する。	850
5		1		第10条	自然環境の維持・保全	本市の魅力である自然を守るため、様々な環境保全活動を推進していきます。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	里地里山を保全する活動団体等と市民ボランティア、企業、大学など多様な主体が連携し、継続的に保全等の活動を行うことで、里地里山の機能の維持、回復を図る。	3,110
6		1		第4条	景観形成の推進	地域ごとの特性を踏まえた景観づくりを推進します。また、ごみを減らし花や緑を増やす活動を推進し、きれいな観光地としてのイメージアップを図ります。	景観形成推進事業	良好な景観の形成を図るため、厚木市景観計画及び厚木市景観条例に定める景観づくりの「方向性」や「規制・誘導」に関する啓発活動を実施する。	都市計画課	厚木市景観条例及び厚木市景観計画に定める景観づくりの「方向性」等について、広報紙への掲載、ソーシャルメディアへの情報発信等を通じて啓発活動をする。	81
7		1		第16条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	食ブランド推進事業費	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	観光振興課	あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、OECフードの認定及び更新を行う。また、ポスター及びリーフレットの作成。	286
8		1		第10条	市の特性にあわせた戦略の検討	観光客のニーズを捉え、自然や温泉、グルメといった既存の資源に加え、都内からのアクセスの良さや交通利便性の高さなど、市の特性にあわせた観光戦略を推進します。	観光ルート創出事業	飯山・七沢に代表される自然豊かな環境に位置する本市の特性をいかすこと及び市内に数多く滞在するビジネス客を対象にした戦略を策定し、観光の振興を図る。	観光振興課	R03に実施したニーズ調査の結果を参考に観光ルートを作成する。	300
9		1		第9条	文化財を核としたコンテンツづくり	寺社仏閣などの文化財を核とした新たな観光コンテンツづくりを推進します。	郷土博物館事業	厚木市の指定文化財となっている民家を保存するために、土地の賃借を行うとともに日常管理のための業務委託を執行し、文化財に関する市民の意識を高めるため公開を行う。	文化財保護課	1 古民家岸邸を公開 2 古民家岸邸保存・管理の業務委託 3 古民家特別利用の実施 4 古民家岸邸保存のための修繕	6,432
10		1		第10条	「花の里」づくりの推進	既存の「花の里」づくりに加え、上古沢のツツジの丘や不動尻のミツマタ群生地など、新たな花の里づくりを推進します。	花の里創出事業	花の里山づくりや名所づくりを行い、地域資源を利用した地域の活性化を促進する。	観光振興課	飯山・七沢両地区に苗木の植栽等を行う団体を支援する。	477
11		1		第16条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	観光施設維持管理事業	厚木の魅力を多くの人に体感していただき、満足してもらうことができるよう、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップによるブランド化を実施する(厚木観光のブランド化の推進)。	観光振興課	ハイキングコースの整備、観光トイレの整備、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理等を行う。	850

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
12		1		第10条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	七沢地区観光拠点維持補修事業	東丹沢七沢温泉郷や森林公園、森林セラピー®基地などを効果的に活用することで、心と身体の健康維持・増進を図るなど、七沢エリアのブランド化を進める(「七沢エリア」ブランド化の推進)。	観光振興課	七沢地区の観光資源の機能維持に係る整備を行う。	500
13		1		第10条	コンテンツごとのブランド化を推進	観光客が「行ってみたい」「また来てみたい」と思える観光地を目指し、自然や温泉、イベント、グルメなど、それぞれのコンテンツが有する魅力をブラッシュアップし、満足度と価値を高めるブランド化を推進します。	飯山地区観光拠点維持補修事業	飯山温泉郷や森林公園、県央地域随一の桜を始めとする花の里構想による景観づくりなど、飯山エリアのブランド化を進める(「飯山エリア」ブランド化の推進)。	観光振興課	飯山地区の観光資源の機能維持に係る整備を行う。	500
14		2		第16条	アウトドアツーリズムの推進	豊かな自然を活用した新たな観光コンテンツとして、ハイキングを始め、サイクリングや釣り、キャンプやバーベキューなど、アウトドア(屋外)をテーマにした観光プログラムを開発します。		本市が有する豊かな自然環境を生かしたアウトドア観光を推進し、新たな観光客を獲得するためのイベントを実施する。		サイクリングやアウトドアのイベントを開催し地域の活性化を図る。	
28		1		第16条	着地型観光商品の開発	丹沢・大山・宮ヶ瀬地域が有する豊かな自然や景観の良さ、歴史、温泉、グルメといったエリアとしての強みをいかしつつ、体験型の観光など観光客のニーズに即した魅力的な観光商品の開発に取り組みます。	アウトドアツーリズム推進事業	本市を発着としたサイクリング観光を推進するため、レンタサイクル事業及びサイクリングガイド事業を始める個人又は事業者に対し、経費の一部を補助することで、新たな体験型観光コンテンツとして確立を目指す。	観光振興課		3,000
48		1		第10条	新たな旅行スタイルの推進	感染症予防の観点から見直された近場での小さな観光(マイクロツーリズム)を始め、テレワークから発展した仕事(ワーク)と休暇(バケーション)を融合させたワーケーションなど、時代のニーズを捉えた新たな旅行スタイルを推進し、観光客の誘致拡大を目指します。		自然豊かな環境や農業、工業が盛んな特性をいかした体験型のコンテンツを開発する。			
15		2		第16条	ヘルスツーリズムの推進	森林セラピーツアーや健康づくり大学などを中心に、ハイキングやノルディックウォーキング、トレイルランなど、心と身体の健康づくりをテーマにした観光プログラムを推進します。	健康づくり村推進事業	厚木の特色ある里山、豊かな自然環境を有効に活用した健康づくりがテーマの体験学習など健康づくり推進事業の実施団体に対して補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	飯山・七沢地区の豊かな自然を利用した健康づくり大学の開催、森林セラピー基地のPR、森林セラピーツアーの実施等の体験プログラムの充実を図る。	700
16		2		第10条	エコ・グリーンツーリズムの推進	自然環境の保全をテーマとしたエコツーリズムを始め、農作業が体験できるグリーンツーリズムなど、本市が有する山や川、里地里山といった自然環境を活用した観光を推進します。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	エコツーリズムなどのフィールドになる里地里山を、保全活動団体や市民ボランティア、企業、大学等の多様な主体が連携し保全活動を実施することで、里地里山の機能の維持、回復を図る。	3,110
17		2		第9条	エコ・グリーンツーリズムの推進	自然環境の保全をテーマとしたエコツーリズムを始め、農作業が体験できるグリーンツーリズムなど、本市が有する山や川、里地里山といった自然環境を活用した観光を推進します。	園芸振興対策事業	特産果樹の生産性向上及び果樹の高品質化並びに作業性・安全性の向上を図るため、施設の整備費や最新技術等の導入経費の一部を助成する。	農業政策課	・ステレオスプレイヤー導入	2,009

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
18		3		第16条	ターゲット別ルートづくり	ハイキングや温泉、グルメツアー、いちご狩りなど、観光客の属性やニーズを捉えたモデルルートづくりを推進します。	観光ルート創出事業	若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。	観光振興課	R03に実施したニーズ調査の結果を参考に観光ルートを作成する。	300
20		3	第17条	ターゲット別モニターツアーの開催	周遊ルートの参考とするためのモニターツアーを開催し、観光客の属性に伴うニーズや志向を把握します。	観光モニターツアーの実施を通じて、市内の観光資源に対する満足度やニーズについて調査することにより、本市の観光振興にいかす。					
21		3	第17条	ファミトリップの開催	観光資源のPRを目的に、SNSなどで影響力の高いインフルエンサーや旅行代理店などを対象にファミトリップ(現地視察ツアー)を開催します。	本市の宿泊客をターゲットに、滞在する朝夕の時間帯に楽しめる観光コンテンツを開発する。					
22		4	第16条	ナイトツーリズムの推進	イルミネーションやライトアップ、コンサートやディナーショーなど、夜型のコンテンツを展開することで、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。						
19		3		第13条	広域的なルートづくり	幹線道路の整備や近隣の観光資源を踏まえた広域エリアとしてのモデルルートづくりを推進します。	広域連携観光推進事業	若者、女性、ハイキング客等、ターゲットのニーズにあわせたモデルコースを新たに創設する。	観光振興課	R03に発行したイラストマップを修正増刷する。	163
23		4		第9条	早朝型観光の推進	座禅や朝市の開催、スポーツ大会の誘致など、早朝型コンテンツの発掘・ブラッシュアップを図り、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。	地産地消推進事業	地産地消を推進するため、市民朝市、夕焼け市を開催する。	農業政策課	・市民朝市の開催 52回(うち特別フェア9回) ・夕焼け市の開催 30回(うち特別フェア4回)	2,550
24		4		第16条	早朝型観光の推進	座禅や朝市の開催、スポーツ大会の誘致など、早朝型コンテンツの発掘・ブラッシュアップを図り、本市への宿泊を促し観光消費につなげていきます。	ねんりんピック開催準備事業	主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される、ねんりんピック(全国健康福祉祭)について、2022年度は神奈川県が開催県となっており、本市は「ラグビーフットボール」、「健康マージャン」の開催地となっている。2021年度は「健康マーン」のりハーサル大会を予定している。	スポーツ推進課	本年11月12日から15日にかけて県内各所で開催する、ねんりんピックかながわ2022大会において、本市ではラグビーフットボール及び健康マージャンが開かれる。大会開催及び準備、それに伴う広報事業を行います。	15,500
25		4		第10条	観光イベントの開催	鮎まつりや大道芸といった集客力の強いイベントを企画し開催することで、観光消費の拡大とまちのにぎわいづくりを推進します。	観光行事推進事業	あつぎ鮎まつり、にぎわい爆発あつぎ国際大道芸など、本市の魅力の一つでもあるイベントの継続的な実施にむけた取組を推進する。	観光振興課	【第76回あつぎ鮎まつり】 令和4年11月5日(土) あつぎ鮎まつり大花火大会、ダンスレジェンド、商店街催し	124,950
47		1	第9条	趣味・志向、客層にあわせたプロモーション	温泉、ハイキング、イベント、グルメなど、観光客の好みや志向、ファミリーやカップルなどの客層を捉え、それぞれに求められる観光プログラムを用意し、必要な情報やサービスなどを的確に提供することで誘客促進につなげていきます。	あつぎ鮎まつり開催事業	厚木市最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」を8月の第一土曜を中心に開催する。市民参加型の催し物を取り入れる等、より一層内容の充実を図る。				
26		4		第17条	フードツーリズムの推進	グルメイベントの開催やご当地グルメ・食ブランドの開発・PRなど、消費に直結する「食」をテーマにした観光を推進します。	食ブランド推進事業	本市の魅力となる優れた食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に積極的に情報発信するなど、シティセールスのツールとして効果的に活用することにより、本市の知名度の向上やイメージアップを図る。	観光振興課	あつぎ食ブランド選定委員会を開催し、OECフードの認定及び更新を行う。また、ポスター及びリーフレットの作成。	286

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
58		2		第17条	特産品によるPR	市の特産品や名物などを雑誌やテレビなどのメディアで取り上げてもらうことで、観光資源のPRにつなげていきます。	観光振興課	地域の産品を広報誌や雑誌等で取り上げることで、産品の知名度向上を目指す。	観光振興課	本市の魅力となる優れた食を「あつぎブランド」として認定し、積極的に情報発信する。	286
27		1		第13条	大山観光の推進	横浜・鎌倉・箱根に続く「新たな観光の核」づくりのため、大山を中心とした観光振興「平成大山講プロジェクト」を推進します。	広域連携観光推進事業	伊勢原市、秦野市と共に、「平成大山講プロジェクト推進協議会」を組織し、3市にまたがる大山エリアを候補地として核づくりに取り組む。	観光振興課	厚木市・伊勢原市・秦野市及び関係事業者で構成する平成大山講プロジェクト推進協議会へ負担金を交付するとともに、連携した観光振興を行う。	88
29		1		第17条	広域観光ガイドマップの作成・活用	広域観光の道しるべとして活用するため、秦野・伊勢原・厚木・愛川・清川の3市1町1村において、エリア内の観光資源や周遊ポイントなどがワンストップで確認できる広域観光ガイドマップを作成します。	広域連携観光推進事業	大山・宮ヶ瀬を核とするエリアにおける観光資源に関する情報をまとめたイラストマップを作成し、広く情報発信していく。	観光振興課	R03に発行したイラストマップを修正増刷する。	0
30		1		第13条	周遊モデルルートづくり	新東名高速道路や圏央道といった広域道路ネットワーク形成による来訪者などを対象に、エリア内での周遊と長時間の滞在を促し、観光消費につなげるための周遊モデルルートづくりを推進します。	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等と連携を強化し、観光消費につながる周遊モデルルートを作成する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において5ルート程度策定し、商品化を目指す。	0
31		1		第13条	地域ブランドの構築	丹沢・大山・宮ヶ瀬エリアとしてのブランドづくりを進め、広域エリアとしての一体感を醸成します。	広域連携観光推進事業	部会及び関係団体等との連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化に努める。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、市町村を越えた広域エリアのブランド化を推進する。	0
32		2		第13条	共通のロゴなどの作成・活用	エリア内で共通するロゴマークやコンセプト、共通ツール(冊子、動画など)を作成し、一体的なプロモーションに取り組みます。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域が一体となって観光振興を進めるため、共通のプロモーションツールを作成する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、一体的なプロモーションを検討していく。	0
33		2		第13条	合同キャンペーンの開催	高速道路のサービスエリアや鉄道の駅などにおいて、広域観光圏を構成する市町村が合同でキャンペーンを開催し、エリアとして一体となった誘客を推進します。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	観光振興課	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会(3市3町1村及び関係団体)において、合同でキャンペーンを実施し、エリアとして誘客を推進する。また、観光PR映像を作成(秦野市、伊勢原市)し、発信することで、当該地域の誘客強化を図る。	0
34		2		第13条	ドライブ特集などを活用したメディアプロモーション	雑誌やTVなどのドライブ特集などを活用して、車で遊びに行くエリアとしてのPRと誘客を働きかけます。	広域連携観光推進事業	県央やまなみ地域(厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村)の丹沢・大山・宮ヶ瀬湖エリア、更には、県央地区等の行政と連携してエリア内の魅力を発信する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において、各市が協定を結んでいるJAF等と連携して誘客促進に努める。	0
35		2		第17条	SNSやWebを中心とした観光PR	インバウンドを含む観光客への情報訴求効果を高めるため、スマートフォンの普及で広がりを見せるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や、インターネットの閲覧システムであるWeb(ワールド・ワイド・ウェブ)を活用した観光PRを推進します。	広域連携観光推進事業	本市の観光情報をSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や、Web(ワールド・ワイド・ウェブ)を活用して広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、エリアとしての観光PRを推進する。また、丹沢大山観光キャンペーン推進協議会において、PR動画(秦野市、伊勢原市)を作成し、配信する。	0
36		2		第17条	イメージを高める雑誌等の活用	ライフスタイル紙や旅行雑誌など、観光地としてのイメージやブランド価値を高める媒体を積極的に活用していきます。	広域連携観光推進事業	雑誌や広報誌などのメディアに向けての情報発信を強化することで、県央やまなみ地域への更なる誘客を図る。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、メディアに向けての情報発信を行う。	0
37		2		第13条	サービスエリアの活用	新東名高速道路の全線開通を見据え、サービスエリアなど多くの観光客が集まる施設において、広域エリア内の特産品を販売するための販路確保を推進します。	広域連携観光推進事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、県央やまなみ地域の特産品の販売や観光案内などを行う。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において連携を強化し、秦野サービスエリアのオープンに向け販路確保に努める。	0
38		3		第12条	行政職員を対象とした研修	広域観光エリアを構成する自治体職員を対象に研修を実施し、それぞれの市町村が有する資源や地域特性などを共有するとともに、PRや誘客手法などのレベルアップ、職員間の強いネットワークを形成することで一体的な観光振興を推進します。	広域連携観光推進事業	広域観光地としてのブランド力やコンテンツ力、情報発信力の強化を戦略的に推進するためには中核人材の育成とネットワークづくりが必要となるため、行政担当者及び観光協会職員などを対象とした研修会を実施する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において合同研修会を実施する。	0

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
39		3			観光事業者等を対象とした研修	広域観光エリアにおける観光客受け入れに当たっての質の向上を図るため、地域の観光事業者等を対象に研修会を実施します。インバウンドの受け入れやSNSの活用などを含めたスキルアップを図ります。					0
40		3		第13条	推進体制(推進協議会等)の確立	広域観光を継続的なものとするため、施策のモニタリングと課題解決を担う既存組織の機能強化、もしくは新たな協議会等の設立など、推進体制を確立します。	広域連携観光推進事業	広域観光の課題解決を行う場として、推進体制を確立する。	観光振興課	地域の課題解決を目的に、官民一体となった協議会等の設立について検討していく。	0
41		3		第13条	観光地域づくり法人(DMO)との連携	県北に位置する宮ヶ瀬ダム周辺(飯山・七沢地区が含まれる)エリアの地域づくりに取り組む(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団との連携を強化し、丹沢エリアを一体とした広域観光を推進します。	広域連携観光推進事業	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(観光地域づくり法人(地域連携DMO))と連携し、宮ヶ瀬周辺の活性化に向けた連携を強化する。	観光振興課	広域行政連絡会観光推進専門部会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)を初め、各種イベントなどで連携を強化し、丹沢エリアの周遊観光の推進に努める。	0
42		3		第14条	広域幹線道路の整備促進	広域観光を支える道路(県道60・63・64・70・603・701号、厚木秦野道路、薬師林道など)の整備に向け、要望活動を展開します。	広域連携観光推進事業	広域観光を支える道路(県道60号・63号・64号・70号・603号・701号、国道246号バイパス、薬師林道等)の整備を促進する。	観光振興課	広域行政連絡会(厚木市・伊勢原市・秦野市・愛川町・清川村及び関係団体)において丹沢エリアの整備における要望について検討する。	0
43		3		第17条	多言語案内看板の整備	広域の周遊に欠かせない観光案内看板(多言語)の充実を図ります。	広域連携観光推進事業	外国人観光客の受け入れ体制構築の一環で、広域観光を支える広域観光案内看板の多言語対応を進める。	観光振興課	当初の目的を概ね達成したこと、及びコロナ禍で外国人観光客が減少し、当面の間、観光客が見込めないことから、事業を廃止した。	-
44		3		第14条	交通利便性の確保	広域エリア内を往来できる移動手段(二次交通)の確保と、駐車場の整備に向けた調整・連携を図り、観光客の利便性向上に取り組めます。	広域連携観光推進事業	個人旅行者の移動を支える二次交通の充実・強化に向けた検討を行い、二次交通の乗り継ぎ強化や、民間駐車場案内サービスと連携した利便性の向上を図る。	観光振興課	広域連携事業において、民間事業者等の連携を強化し、観光客の利便性向上に努める。	0
45		4		第10条	観光関連団体等との連携	まちぐるみの観光を目指し、市や観光協会、観光関連事業者、市民グループ、ボランティア、市民など、観光に関わる全ての人や団体などが、それぞれの強みや特性を踏まえて役割を分担し連携して取り組む体制づくりを進めます。	観光振興条例推進事業	本市の持続的な観光振興を図るため、市、観光団体、観光事業者及び市民が一体となって、本市の観光資源(自然、食、歴史等)をいかした魅力ある観光都市づくりに取り組めるよう、観光振興施策の基本を定める。	観光振興課	厚木市観光振興推進委員会において、条例の運用状況の点検や条例に定める基本計画の推進について検討する。	242
46		4		第17条	多様なネットワークづくり	様々な業種・業態、個人・団体、市内外を問わず多様なネットワークを形成し、観光振興にいかします。	観光協会補助金	行政や市民、観光関連事業者との連携を密にしながら情報の一元化や観光プロモーションを総合的に行う。	観光振興課	厚木市観光協会及び地域の観光協会と連携し、観光プロモーションを総合的に行う新たなネットワークの形成を目指す。	26,000
49		1		第17条	観光資源と宿泊施設の魅力発信	宿泊施設の魅力発信とあわせ、体験型コンテンツやご当地グルメ、土産品などと組み合わせることで周遊観光や長期滞在を促し、宿泊客の増加を目指します。	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。各種メディアを始め、イベントキャンペーンなどを通じ市の魅力を伝え誘客を促進することで、本市の交流人口を増やし地域の活性化につなげていく。	観光振興課	大山ケフル看板スペース使用料及びそれに伴うPR看板の作成、観光PR動画の作成及び配信のほか、ハイキングガイドを修正増刷する。 また、圏央道厚木PAにおいて、パンフレットを設置し、広く情報発信を行う。	2,090
50		1		第10条	ビジネス客へのアプローチ	市内に数多く滞在するビジネス客を対象に、飲食や遊戯、長期滞在者向けの小旅行、アクティビティなどを提案し、観光消費につなげていきます。	観光ルート創出事業	ホテルや飲食店などと連携し、本市への来訪が多いビジネス客の観光消費額の増加に向けた事業を推進する。	観光振興課	調査結果を基に求められる情報を発信する。	300
51		2		第10条	コミュニケーションツールの活用	観光情報を的確にターゲットに届けるため、現代の主な情報取得ツールであるSNSや端末アプリによる情報発信、無線Wi-Fiの整備など、ICTを積極活用します。	公衆無線LAN整備事業	国内外を問わず、観光やビジネスなどで訪れる方々や市民等を対象に、公共施設等でインターネットに接続できる公衆無線LANサービス「Atsugi Free Wi-Fi」を提供し、中心市街地等のにぎわいの創出を図る。	情報政策課	適切な運用管理とともに、より多くの方々にご利用いただけるよう周知を図っていく。	0

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
52		2		第17条	観光協会ホームページへの情報集約	誰もが、ワンストップで市内の観光情報を入力できるよう、市観光協会のホームページを強化し、情報の一元化を推進します。	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊富な本市の優位性と特性をいかしながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	観光振興課	令和2年度に厚木市観光協会のホームページをリニューアルし、厚木市の観光情報の一元化したため、令和3年度以降は、ホームページでの情報発信を継続していく。	0
53		2		第17条	スマートフォンを前提とした情報発信	ホームページからの情報発信においては、観光客などの多くがスマートフォンで情報取得することを前提に、見やすさや利便性を考慮していきます。	観光協会補助金	首都圏近郊に位置し、自然に恵まれ、温泉等の観光資源が豊富な本市の優位性と特性をいかしながら、各種誘客事業や調査研究事業を展開するとともに関係団体と協力し、観光情報の提供や観光PR、協会ホームページの強化に積極的に取り組み、本市の観光振興の促進に努める。	観光振興課	令和2年度に厚木市観光協会のホームページをリニューアルし、厚木市の観光情報の一元化したため、令和3年度以降は、ホームページでの情報発信を継続していく。	0
54		2		第17条	タイムリーな情報提供によるパブリシティの活用	観光情報の訴求効果を高めるため、広報紙への記事掲載をはじめ、報道機関へのプレスリリースやインタビューの対応などのパブリシティの活用を推進していきます。パブリシティは、即時性、波及効果、信頼性が高いPR手段であり、誘客促進として効果が期待されます。	広報事業	広報紙の発行をはじめ、テレビや新聞等の各メディアの特性にあわせたパブリシティの活用など、積極的な情報発信に努める。	広報課	次の媒体・方法で、市の魅力を発信する。 1 「広報あつぎ」の民間施設への配架 2 マチイロ、マイ広報紙による全国への情報発信 3 広報番組「あつぎ元気wave」CATVによる放送 4 FM横浜「エリアナビ」での放送 5 TVK「猫ひたインフォ」での放送 6 TVK文字放送によるイベント等の情報提供 7 電子看板「あつNAVI」で観光情報等の情報発信	41,383
55		2		第17条	有料広告の効果的な活用	情報内容やターゲットに応じて、テレビやラジオ、雑誌、駅貼りポスターなどへの有料広告を効果的に活用していきます。	観光プロモーション事業	旅行雑誌だけでなく山歩きや園芸など趣味の雑誌、あるいはスポーツ用品関連メーカーなどへ、観光情報の積極的な情報リリースを行う。	観光振興課	大山ケフル看板スペース使用料及びそれに伴うPR看板の作成を始め、厚木サービスエリアにパンフレットを配架するなど、ターゲットの動線に合わせた情報発信を行う。また、ハイキングガイドを修正増刷する。	2,090
56		2		第10条	デジタルサイネージの活用	人通りが多い駅前などに設置される街頭モニターに、PR動画や電子ポスターを放映し、往来者への情報の刷り込み効果を図ります。ターゲットとするエリアで放映することで、誘客に結び付けます。	デジタルサイネージ維持管理事業	本厚木駅と愛甲石田駅にデジタルサイネージを設置し、積極的かつ効果的な情報発信を図る。	広報課	本厚木駅と愛甲石田駅に設置しているデジタルサイネージで、積極的かつ効果的な情報発信を図る。	3,775
57		2		第17条	イベントやキャンペーンでの宣伝活動	集客力の高いイベントや、利用者の多い主要駅や高速道路のサービスエリアなどでのピラ配りなど、対面による宣伝活動を効果的に実施します。	観光プロモーション事業	本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取組を進める。	観光振興課	大山ケフル看板スペース使用料及びそれに伴うPR看板の作成。観光PR動画の作成及び配信のほか、ハイキングガイドを修正増刷する。また、圏央道厚木PAにおいて、パンフレットを設置し、広く情報発信を行う。	2,090
59		2		第17条	フィルムコミッションによる宣伝	テレビドラマや映画、ミュージックビデオなどのロケ地の誘致や撮影支援を行うフィルムコミッション(非営利団体)としての活動を推進し、まちの知名度向上と地域愛着度を高め、観光客の増加につなげていきます。	フィルム・コミッション事業	映画やドラマの撮影を支援・誘致することにより、シティセールスの推進を図り、市民エキストラを登録・紹介することにより、市民参加による地域振興等を図る。	観光振興課	1 ロケーション撮影の支援活動 (1) ロケ地の交渉支援 ロケ地使用についての相談窓口となるとともに、ロケ地管理者への正確・迅速に引継、撮影の便宜を図る。 (2) ロケ撮影の立会 必要に応じ、ロケハンやロケ立会を行い、現場での交渉やトラブルを未然に防止する。 (3) あつぎフィルム・コミッションサポーターの登録更新。 2 市民への普及啓発活動 (1) 市HP等による事業の周知活動。	0
60		2		第17条	マスコットキャラクター等による周知	市のマスコットキャラクター「あゆコロちゃん」を活用した周知・宣伝活動を推進します。また、市にゆかりがあるタレントやスポーツ選手などに協力いただき、市のイメージ向上を図ります。	マスコットキャラクター事業	本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ効果的に情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する。	観光振興課	本市のマスコットキャラクター「あゆコロちゃん」を媒体として、イベントへの出展、着ぐるみの貸出し、デザインの使用、啓発物品の配布などを行うことでシティセールスを推進していく。	1,849

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
61		3		第17条	交通機関利用者の誘客促進	鉄道・バス・タクシー事業者と連携したプロモーションを展開し、東京や横浜方面からの利用者の誘客促進を図ります。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	鉄道・バス・タクシー事業者と連携したプロモーションを展開し、小田急線、相鉄線駅に観光パンフレット等を配架し東京や横浜方面等からの誘客促進を目指す。	観光振興課	交通関連事業者と連携し、観光キャンペーンやイベントを実施する厚木市観光協会に対し、事業費の一部を補助する。	2,000
62		3		第13条	宿泊事業者と連携した商品開発	鉄道事業者と温泉旅館、あるいはシティホテルなどと連携した宿泊パックなどを企画し誘客につながる商品化づくりを推進します。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	小田急電鉄や宿泊事業者との連携を強化し、広域観光のキャンペーン・イベントを推進する。	観光振興課	交通関連事業者と連携し、観光キャンペーンやイベントを実施する厚木市観光協会に対し、事業費の一部を補助する。	2,000
63		3		第17条	観光拠点からの周遊プロモーション	バスやタクシーなど、2次交通を担う事業者と連携したプロモーションを展開し、近隣の観光拠点からの周遊を図ります。	交通事業者連携プロモーション事業補助金	バス事業者(神奈川中央交通など)やタクシー事業者と連携し、観光マップへの掲載などの取組を推進する。	観光振興課	交通関連事業者と連携し、観光キャンペーンやイベントを実施する厚木市観光協会に対し、事業費の一部を補助する。	2,000
64		3		第17条	道路事業者と連携したプロモーション	道路事業者と連携し、高速道路のサービスエリアなどでのキャンペーンや観光ガイドの配架などを実施し、自家用車による市内観光地への立ち寄りや周遊を促進します。	観光プロモーション事業	パーキングエリアやサービスエリアなどの交流拠点において、特産品の販売や観光案内などを行う。	観光振興課	令和4年度以降に実施予定	2,000
65		1		第9条	観光に対する市民意識の醸成	観光や歴史、文化といった自分が暮らすまちの魅力を理解し愛着を持って観光客を受け入れてもらえるよう、市民に対する観光PRを強化するほか、学習機会の提供や研究者による講演会などを通じて、観光意識の向上を図ります。	郷土芸能事業	市内に伝承される郷土芸能を広く市民に周知するため、公演の場を提供するとともに、児童・生徒のために郷土芸能普及公演及び出前体験教室を開催する。また、後継者育成のために郷土芸能学校を開校する。	文化財保護課	1 第20回郷土芸能まつり 2 郷土芸能普及公演 3 郷土芸能出前体験教室 4 郷土芸能学校 5 あつぎ郷土博物館公演 6 郷土芸能イベント 等	3,709
66		1		第12条	小・中学生への観光教育の推進	小中学校と連携し、「未来のあつぎ」を担う子どもたちが地域の魅力や観光の役割について学ぶ機会を提供します。	職場講和・職場体験事業	市立中学校で開催される「職業講話」に観光振興課職員を派遣するとともに、職場体験の際は観光振興課への受入れに協力していく。	観光振興課	地域の魅力を学んでもらうため、市立小中学校で開催される「職業講話」に観光振興課職員を派遣するとともに、職場体験やインターンの受入れに協力していく。	0
67		1		第12条	観光関連事業者のスキルアップ	観光客への接待やサービス、姿勢など、観光関連事業者を対象としたスキルアップ研修を実施し、事業者全体としての受入環境の向上に取り組みます。	受入環境整備事業	観光事業者に対する接待やサービス、姿勢などの研修を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	厚木市観光協会に補助金を交付し、観光関連事業者に向け、観光客の多様な需要にこたえ良質なサービスを提供するためのスキルアップ研修を実施する。	500
68		1		第12条	観光ガイドの育成	市内の観光案内に取り組むあつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援するとともに、外国人観光客への対応やサイクルガイドといった一定のスキルを有する有償ガイドの育成も進めていきます。	あつぎ観光ボランティアガイド協会活動支援事業	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動の広報への掲載やサイクリングルートを案内するサイクルガイドの養成などを推進する。	観光振興課	あつぎ観光ボランティアガイド協会の活動を支援する。	0
69		1		第9条	既存イベントへの市民参加の推進	「あつぎ鮎まつり」や「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸」を代表とする市内のイベントを市民参加で盛り上げていくことで、観光客の誘致拡大につなげていきます。	観光行事推進事業(これだけ親事業名です)	あつぎ鮎まつり、厚木市緑のまつり、あつぎ飯山桜まつりなどを地域住民の参加により、地域で盛り上げることで来訪者の拡大を図る。	観光振興課	各種イベントにおいて、地域住民を中心とした市民と協働で開催することで、来訪者の拡大を図る。	68,950
70		1		第16条	既存イベントへの市民参加の推進	「あつぎ鮎まつり」や「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸」を代表とする市内のイベントを市民参加で盛り上げていくことで、観光客の誘致拡大につなげていきます。	あつぎ市民芸術文化祭開催事業	野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭、あつぎミュージックフェスティバルを開催し、文化芸術活動の活性化を図る。	文化生涯学習課	野外彫刻造形展、市民文化祭、市民芸術祭、あつぎミュージックフェスティバルを開催し、文化芸術活動の活性化を図る。 文化芸術事業の参加者数：4,950人(目標値)	6,009
71		1		第10条	企業の観光まちづくりへの参加	市内企業において、見学コースやファクトリーショップ(工場直営店)の設置、経営者による講演会の開催など、企業の観光まちづくりへの参加を推進します。	ロボット産業推進事業	市内企業による最先端技術に関する講演会を実施する。また、企業訪問の際に、企業の業種に応じて、見学コースやファクトリーショップの設置を依頼する。	産業振興課	本市は「さがみロボット産業特区」に指定されており、市内で先進的な技術を有し、ロボットの製造・開発を行っている企業等の取組を紹介し、産学公連携、企業間連携及び情報交換等を図る。また、ロボット関連企業等の研究開発の促進や技術力の向上を支援することで、本市におけるロボット関連事業の振興と集積を図る。	4,940

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
72		1		第10条	自治会との連携	祭りやイベント、環境美化など、地元コミュニティを支える自治会との連携を強化していきます。	受入環境整備事業	まつりやイベントなどを地域住民の参加により地域で盛り上げていくため、地域で幅広く活動する自治会との連携強化を図っていく。	観光振興課	地域住民団体の代表である自治会と連携を図り、地域全体のおもてなし意識を高めることで、受入環境の向上を図る。	750
73		1		第9条	ごみの無いきれいなまちづくり	市民による清掃活動や花や緑を増やす活動を支援するほか、イベントにおけるごみと資源の分別回収に取り組むなど、ごみの無いきれいなまちづくりを推進します。	まち美化推進事業	自治会、企業、ボランティア団体が実施する地域美化清掃及び自治会が行う年末美化清掃を支援する。	生活環境課	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考慮しながら、自治会等と調整の上、感染症対策を講じた地域美化清掃及び年末美化清掃の実施について支援する。	9,805
74		1		第10条	環境保護活動への支援	豊かな自然環境を守るため、丹沢・大山などの自然保護団体への活動を支援します。	里地里山保全等促進事業	里山保全活動を行う団体と連携し、ボランティア活動により継続的な里山機能の維持、回復を図る。	環境政策課	里地里山を保全する活動団体等と市民ボランティア、企業、大学など多様な主体が連携し、継続的に保全等の活動を行うことで、里地里山の機能の維持、回復を図る。また、「里地里山保全等促進計画」に基づき、活動団体への支援を行う。	3,110
75		2		第17条	パンフレットや店舗看板等の多言語化	店舗の看板やメニュー、パンフレットなど、英語はもちろん、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語などを併記し、世界基準の表示・表記となるよう、事業者の支援を推進します。	受入環境整備事業補助金	英語、中国語、韓国語などを併記したパンフレットや世界基準のサインを進める。	観光振興課	当初の目的を概ね達成したこと、及びコロナ禍で外国人観光客が減少し、当面の間、観光客が見込めないことから、事業を廃止した。	-
76		2		第17条	多言語による観光情報の発信	外国人の誘客を図るため、イベントや観光スポットなどの観光情報をホームページやSNSなどを活用して発信します。	観光協会補助金	外国語による観光アプリや観光情報コンテンツの提供により、イベントや観光スポットなどの情報を発信する。	観光振興課	厚木市観光協会と連携し、ホームページやインスタグラムを活用し、外国語に対応した情報発信に努める。	26,000
77		2		第9条	誰もが快適に楽しめる観光の推進	年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が快適に安心して楽しめるバリアフリーの観光(ユニバーサルツーリズム)を推進し、観光地としての質の向上を図ります。	公園緑地整備事業	全ての人々が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	公園緑地課	公園の整備及び改修を計画的に実施し、バリアフリー化を推進します。	334,945
78		2		第11条	バリアフリー化のまちづくり	誰もが安心して過ごせるまちを目指し、道路や公園、トイレなどのバリアフリー化を推進します。	歩道整備事業	全ての人々が快適に過ごすことができるよう、歩道や公園のバリアフリー化やトイレの快適性の向上、自転車利用環境の整備など、まちなかを中心にユニバーサルデザインの観点に立った取組を推進する。	道路整備課	令和4年度から通学路安全整備事業と統合。	0
79		2		第16条	外国人向けコンテンツの提案	寺社仏閣といった日本古来の伝統文化を始め、お茶や座禅、武道などの体験物、写真映えするきれいな景色など、外国人に好まれるコンテンツを提案し、誘客につなげていきます。	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	厚木市観光協会と連携し、インバウンド観光客の好みに合わせた観光の推進に取り組む。	26,000
80		2		第17条	外国人向けプロモーション	有名旅行サイトへの掲載を始め、米軍施設などへの働きかけ、在日外国人を通じたクチコミによるPRなど、外国人観光客の誘致に向けたプロモーションを推進します。	観光協会補助金	観光事業者に対するインバウンド研修や旅行会社と協同したツアー商品の開発・販売を行い、本市観光の振興を図る。	観光振興課	厚木市観光協会と連携し、在日外国人を通じた観光客の誘致拡大に努める	26,000

	基本方針	基本施策	単位施策	観光振興条例位置付け	具体的施策	取組内容	事業名等	事業内容	担当課	R04実施計画	R04予算
81		3		第11条	交通環境の整備	観光客の交通利便性を高めるため、交通混雑の緩和など交通環境の向上に取り組みます。	交差点等改良事業	交通が集中し、混雑が発生している交差点や通行の支障となっている交差点の形状変更を行い、交通の円滑化や交通安全の強化を図る。	道路整備課	交差点改良工事（2箇所）の実施	35,000
82		3		第15条	感染予防対策の徹底	観光施設やイベントなどにおいて、国や県が示すガイドラインに基づいた感染症の予防策を徹底し、全ての観光客が安心して利用できる受入体制を整えます。	観光施設維持管理事業	観光庁や県、各事業者等が出しているガイドラインに従い、感染症対策を推進する。	観光振興課	観光客の安心・安全の確保を図るため、感染症の予防に必要な設備等を整える。	15,475
83		3		第14条	観光施設の維持管理	ハイキングコースやトイレ、展望台など、観光客が快適に利用できる観光施設として、適切な維持管理に努めます。	観光施設維持管理事業	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、展望台の維持管理、観光歓迎塔等の観光施設の維持管理を行う。	観光振興課	ハイキングコースの整備清掃、観光トイレの清掃、七沢観光案内所の維持管理、観光歓迎塔の維持管理など、観光施設の維持管理を行う。	15,475
84		3		第17条	情報開示による安全状況の発信	感染症や災害、事件・事故に関する対策など、観光客にとって安心できる情報を積極的に発信し、安全な観光地として誘客につなげます。	観光案内事業	感染症対策の実施状況を観光客に発信することで、安心して来訪できる環境づくりを推進する。	観光振興課	観光案内所を中心に、観光客にとって必要な情報が入手できる環境を整える。	6,694
85		3		第15条	緊急時対応の強化	観光協会や観光関連事業者、行政などが連携し、災害等の発生時における観光客への対応などを強化し、いざという時に備えます。	観光行事推進事業（これだけ親事業名です）	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な緊急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	観光振興課	危機管理課及び観光協会等と連携を強化し、緊急時において観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	68,950
86		3		第15条	緊急時における応急対応体制の整備	災害などの緊急時において、観光協会等への情報提供を通じて、迅速かつ的確な応急対応を実施できる体制を整え、市民や市内を訪れた観光客の安心・安全の確保に努めていきます。	観光協会補助金	感染症対策の徹底や災害発生時に、観光協会等への情報提供を通じて、迅速、的確な緊急対策を実施し、市民や市内を訪れる観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	観光振興課	危機管理課及び観光協会等と連携を強化し、緊急時において観光客の安心・安全の確保を行うための体制を整備する。	26,000
87		1		第9条	観光に対する市民意識の醸成	観光や歴史、文化といった自分が暮らすまちの魅力を理解し愛着を持って観光客を受け入れてもらえるよう、市民に対する観光PRを強化するほか、学習機会の提供や研究者による講演会などを通じて、観光意識の向上を図ります。	郷土博物館特別展示事業	地域の歴史や風土、自然について学芸員が行っている研究や調査、展示会、講座などを市民に有用な情報として提供するとともに、その成果を後世まで郷土の文化として伝え残すことにより、厚木市民にとって「郷土あつぎ」を構築、創造していくための一助となることを目的とする。	文化財保護課	特別展示「有孔罎付土器と人体文の世界」 企画展示「（仮称）あなたの知らないバツタの素顔 - 学芸員が愛したバツタ - 」 企画展示「人形とともに - 相模人形芝居 長谷座、林座の50年 - 」	14,582
88		1		第9条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	オリンピック聖火リレー記念施設整備事業	東京2020オリンピックの聖火リレーを記念し、リレーコース上の市道内に後世に残る施設を設置します。	道路維持課	令和3年度終了事業。	-
89		1		第9条	観光拠点の魅力の向上	飯山や七沢、相模川といった観光拠点のリニューアルを推進し、更なる魅力づくりと集客の向上を図ります。	観光資源創出事業補助金	飯山・七沢地区の地域活性化を目的に、新たな観光資源の創出を図るため、地域活性化団体へ補助金を交付し、活動を支援する。	観光振興課	新たな観光資源を創出し、観光客の誘致及び地域活性化を図るため、飯山及び七沢地区において初めて実施する事業に対し、補助金を交付する。	1,000
90		1		第16条	魅力ある観光資源の掘り起こし	観光スポットやグルメ、体験など、ハードとソフトの両面から、魅力ある観光資源の掘り起こしを推進します。	観光地の魅力づくり促進事業補助金	飯山・七沢地区の新たな観光資源の創出や、本市の魅力となる優れた食を新たに「あつぎ食ブランド」として認定するなど観光資源の掘り起こしを図る。	観光振興課	独自の発想で新たな観光資源の創出や既存資源のブラッシュアップ等の魅力づくりに取り組む厚木市観光協会に対し、補助金を交付する。	30,000

## 令和 5 年度予算における主な事業

### 1 七沢地区の整備

令和 4 年度に実施する大山観光推進調査の結果を基に、不動尻を中心としたエリアの既存施設の補修を行うほか、地域の付加価値を高める整備を行う。

### 2 飯山地区の整備

飯山白山森林公園桜の広場周辺整備構想に基づき、周辺ハイキングコース等の補修整備を行う。受入環境を整備し、誘客促進を図る。

### 3 温泉と親和性のあるアウトドアコンテンツの促進

流行のアウトドアをテーマとしたイベントの実施をする。

また、サイクリングやハイキング、トレラン、温泉をコンテンツとする情報アプリを開発し、これらアクティビティを楽しむことができる本市の環境を発信し誘客を促進する。

### 4 あつぎ鮎まつり・あつぎ飯山桜まつりの開催

新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら開催する。

### 5 食ブランドOECフードの推進

パンフレット情報の改訂を行うほか、新規認定品が増えるよう活性化策を検討する。

### 6 観光資源の創出

イベントや事業等を通じて新たな観光資源の創出に取り組む事業者団体等に対し、その費用の一部を補助する。

## 令和4年度下半期主要イベント

10月30日(日)厚木マラソン	荻野運動公園周辺	
11月5日(土)	あつぎ鮎まつり	市内中心市街地
12日(土)13日(日)	あつぎ国際大道芸	市内中心市街地
13日(日)14日(月)	ねんりんピック	荻野運動公園
1月 8日(日)	厚木市消防出初式	荻野運動公園
29日(日)	あつぎ駅伝競走大会	荻野運動公園周辺
2月12日(日)	厚木市長選挙	
3月下旬～4月上旬	あつぎ飯山桜まつり	
未定	Atsugi Outdoor Style	

# 厚木を温泉のある観光地として アピールする愛称を募集!

募集  
期間

令和4年 9.15(木)~11.10(木)



厚木市には、飯山温泉郷と東丹沢七沢温泉郷の2つの温泉郷があり、地域と一体の伝統ある温泉名が付いています。

伝統ある名前はそのままに、もっと広くもっと多くの人に知っていただき、厚木市の温泉がより一層活気のある観光地になるような両温泉郷を包括した新たな愛称を募集します。

お問い合わせ

一般社団法人 厚木市観光協会

TEL:046-240-1220 FAX:046-240-1224

詳しくは、  
あつぎ観光ナビで  
検索!



# 厚木を温泉のある観光地としてアピールする愛称を募集します

## 愛称をつける際のポイント

- (1) 厚木市の温泉や観光の特徴をイメージできる。
- (2) 短く印象的でわかりやすく、親しみがある。
- (3) 観光的なアピールができる。

## 募集内容・応募方法

- (1) 応募する愛称
- (2) その愛称に込めた意味や考えた理由

募集内容、お名前、ご住所、ご連絡先（メールアドレス・電話番号）を応募用紙にご記入の上、厚木市観光協会に直接持参するか、郵送またはFAX、Eメールでご応募ください。

WEBでのご応募は下記の二次元コードから応募フォームにアクセスして、必要事項を入力の上、ご応募してください。



WEBでの応募は、  
こちらからアクセス ⇒

## 応募用紙

※郵送の場合は、応募用紙部分を  
ハガキに貼って応募できます。

〒□□□□-□□□□

都道  
府県

区市  
町村

氏名・電話番号

メールアドレス

応募する愛称

その愛称に込めた意味や理由

## 募集期間・応募資格

令和4年9月15日(木)≫≫

≫≫11月10日(木)

どなたでも応募いただけます。

## 賞

- (1) 最優秀賞 …… 温泉旅館宿泊券
- (2) アイデア賞 …… OECフードセット
- (3) 佳作 …… 厚木のお土産セット

## 選定・発表

ご応募いただいた愛称は、厚木市観光資源等磨き上げ検討協議会において審査をし、12月頃観光協会ホームページなどで発表します。  
状況によって、発表時期が前後する場合があります。

## 注意事項

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。これに反する場合は、結果発表後でも受賞を取り消す場合があります。
- (2) 最優秀作品の著作権、使用権等すべての権利は、(一社)厚木市観光協会に帰属します。
- (3) 最優秀作品は受賞者と協議の上、その一部を加工する場合があります。
- (4) 入賞作品と同一の応募が多数あった場合は、賞品の進呈については抽選とさせていただきます。
- (5) 応募者の個人情報は、選考、受賞作品の発表、賞品の発送のために使用し、これ以外の目的には使用しません。
- (6) 受賞された場合は、氏名、住所（県名まで）、受賞作の説明を公表させていただきます。
- (7) 応募に係る費用は、ご自身でご負担ください。

## 応募先・お問合せ先

一般社団法人 厚木市観光協会

電話番号:046-240-1220

FAX番号:046-240-1224

メールアドレス:info@atsugi-kankou.jp

詳細は、「あつぎ観光ナビ」で検索! ⇒



## 主催

厚木市観光資源等磨き上げ検討協議会

一般社団法人 厚木市観光協会